

第 1 回において議論することが考えられる主な論点（案）

1 パブリシティ権について

- (1) ピンク・レディー事件最高裁判決で示されたパブリシティ権の「肖像等」にはどのようなものが含まれるか。声も人物識別情報の一つとしてこれに含まれるとする見解について、どのように考えるか。（【資料 3 - 2】第 1 の 1(3)イ）
- (2) 声に関するパブリシティ権が認められるとした場合、侵害の判断基準はどのように考えるべきか。また、不正競争防止法との適用上の差異については、どのように考えるか。（【資料 3 - 2】第 1 の 1(4)及び第 1 の 3）
- (3) パブリシティ権について、一定の条件の下、譲渡性を肯定し得るとの見解について、どのように考えるか。（【資料 3 - 2】第 1 の 2）
- (4) パブリシティ権について相続性を肯定し得るとの見解についてどのように考えるか。死者のパブリシティ価値の侵害について他の法律の適用はあり得るか。（【資料 3 - 2】第 1 の 2 及び第 1 の 3(4)）

2 肖像等をみだりに利用されない権利について

- (1) ピンク・レディー事件最高裁判決で示された「肖像等をみだりに利用されない権利」の「肖像等」には声も含まれるとする見解について、どのように考えるか。（【資料 3 - 2】第 2 の 3）
- (2) 声のみだりに利用されない権利が認められるとした場合、侵害の判断基準はどのように考えるべきか。（【資料 3 - 2】第 2 の 4）
- (3) 死者の肖像等が無断利用された場合において、その遺族は、損害賠償請求等を行うことができるか。（【資料 3 - 2】第 2 の 5）

3 損害賠償請求及び差止請求について

- (1) パブリシティ権について独占的利用許諾契約がされた場合に、ライセンシーが損害賠償請求や差止請求をすることができるとする見解について、どのように考えるか。（【資料 3 - 2】第 3 の 1）
- (2) パブリシティ権及び肖像等をみだりに利用されない権利が侵害された場合の損害賠償請求の範囲（逸失利益、慰謝料等）についてどのように考えるか。また、差止請求の要件等についてどのように考えるか。（【資料 3 - 2】第 3 の 2 から 4 まで）